

令和 7 年 八潮市農業委員会 5 月総会 議事録

1 開催日 令和 7 年 5 月 23 日（金）

2 開催時間 午後 2 時 00 分から

3 会 場 市役所会議室 3－4

4 出席委員 15 名

会長 1 番 小早川喜一

会長職務代理者 2 番 鈴木 新一

委員 3 番 大塚 一宏

10 番 松田 淳一

4 番 齋藤 富子

11 番 篠木 秀彦

5 番 福岡 達則

12 番 石井 清巳

6 番 飯山 敏行

13 番 関根 幸子

7 番 新井 孝美

14 番 荻野 透

8 番 鈴木 隆

15 番 臼倉 明久

9 番 田中 幸夫

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議事録署名人の選任

第 3 書記任命

第 4 議 事

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（照会）

議案第 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

7 転用等届出受理報告

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の件

報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出取消の件

報告第 3 号 農地転用許可後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長	瀧沢	昭仁
係長	平野	麗子
主任	矢川	貴法

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会 5月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とございます。在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は15名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めまして、こんにちは。

貴重なお時間を割いていただきまして、八潮市農業委員会 5月総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

先日、5月16日でハチヨン・マルシェがあつて、なかなか好評だったようでございます。

それから、5月13日に、三郷市役所で埼葛地方協議会総会がございまして、私と瀧沢局長が出席してまいりました。

それから、5月17日に予定しておりましたふるさと体験教室ですが、小学生の田植えですね。これが中止になりまして、対応はありませんでした。

そして、もう皆様ご承知のことと思いますが、明日、駅の公園のほうで枝豆販売会、6月15日には、枝豆・特産品推奨品フェア即売会が駅の公園のほうでこれも行われます。お時間のある方はぜひ足を運んでいただければと思います。

最近、つらつらと思うのでございますが、年を取りますと、これから農業をいかに続けていっていきけるか、どのように続けていったらいいかということで、思い受け止めあるんでございますけれども、20代前半の方は、そういう体力的なものも考えずに、去年と同じような作付、去年と同じような農作業で進んでいきけるかと思うんでございますが、年を重ねますと、なかなかそれも難しいようでございます。いかにして続けて農業ができるか、それが私の長年先の思案になった背景でございます。

今日は、それほど議案がないのでございますので、皆様の慎重なるご審議をいただきまし

て、円滑に総会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○事務局長 ありがとうございました。

本日の傍聴者でございますが、出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

それでは、ここで、資料の確認をさせていただきます。資料の不足、乱丁等がある場合には、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ① 八潮市農業委員会 5 月総会次第 | A 4 横 |
| ② 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会について | （資料－ 1） |
| ③ 八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員の推薦について | （資料－ 2） |
| ④ 視察研修行程表（案） | （資料－ 3） |
| ⑤ 令和 7 年度農業者年金受給権者現況届の提出について | （資料－ 4） |
| ⑥ 枝豆販売会チラシ | 資料番号なし |
| ⑦ 農業委員会活動記録簿（5 月～6 月分） | 資料番号なし |

資料としましては、以上 7 点になります。漏れ等はないでしょうか。

ないので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、暫時議長を務めさせていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。

次第 3 の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

3 番の大塚一宏委員、14 番、荻野透委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第４の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第８号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第、議事に入ります。

議案第８号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」、これに該当するため、○番、○○ ○○委員には、審議終了までご退席をお願いいたします。

—— ○番 ○○ ○○委員 退席 ——

○議長 それでは、議案第８号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件、番号①、番号②とございますが、併せて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料１及び次第の１ページをご覧ください。

こちらにつきましては、５月13日付で農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会について依頼をいただきました。

内容といたしましては、令和２年７月にどちらも手続を行っていた農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定の土地においてでございますが、こちらが５年たったため、期間を延長するものでございます。

譲受人、渡人及び土地の所在などにつきましては、令和２年７月でご審議いただいた内容と同じものとなっております。

番号１番及び番号２番につきまして、権利の内容が貸借権の設定で６年間となっておりますが、利用権の設定につきましては５年間でいったところですが、農地中間管理権の設定につきまして、最短の年限が６年間でございますので、こちら６年間の設定としたものでございます。

こちらにつきまして、申出承認の根拠につきまして、ご覧のとおりとなっております。

以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の９番、田中幸夫委員より現地調査の結果並び

に補足説明がございましたらお願いいたします。

○9番（田中幸夫委員） 9番、田中です。

事務局から5月15日、依頼を受け、うちの畑の隣の隣ですけれども、番号1の〇〇さんから、いろんな作物をやっているんですけれども、ここのところはナスとレタスをやっていて、非常にきれいになっています。何の問題もないと思います。

2の〇〇さんに対しても、今ハウスにつきましても、ずっとハウスが建っているんですけれども、ここもかなりきれいなので、出してから覆土するのできれいになっているので、何の問題もないと思っています。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と9番、田中幸夫委員より、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の照会の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

1番のほうのお尋ねしたいんですけれども、番号1番のほうで、要するに借りるわけですよ。賃借権ですから6年間なんですけれども、借りる方の〇〇〇〇さんという方が、たしか高齢だと思うんですよ。本当に失礼なんですけれども、その6年の間に、借りる方の〇〇さんがもしお亡くなりになられた場合には、どのような形を取るのか聞きたいんですよ。ちょっと参考までによろしくをお願いします。

○議長 事務局。

○事務局 まず譲受人が不測の事態が生じて農業経営ができなくなった場合の措置につきましては、通常ですと3条などの手続などのように、次の経営される方が継承されるものです。特に、こちらの〇〇さんの世帯につきまして、1ページ目の申出承認の根拠にございますとおり、年間従事日数が300日を超えている方が世帯の中に3名いらっしゃいますので、万が一、営農することができなくなった場合にも、ご家族、世帯員の方が継承されるものと考えております。

以上です。

○6番（飯山敏行委員） すみません、もう一回。

その場合には、もう一度再審査ではないんですけれども、もう一度同じような手続を踏むんですか、家族の方であっても。そのまま流れていってしまうんですか。

○議長 事務局。

○事務局 その際の手続の内容についても、申し訳ありませんが、確認しておりません。

以上です。

○6番（飯山敏行委員）　そうですか。個人と見ないで、家族形態と見るわけですね。

○議長　生計をいつにしている人で、親族であるか、そういう条件。

○6番（飯山敏行委員）　分かりました。特に〇〇さんの家は後継者がしっかりしているので問題ないかと思うんですけども、もし期間内で亡くなられた場合にはどうなるのかなと思ひまして、ちょっと質問です。ありがとうございました。

○議長　ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長　ないようでしたら、挙手にて採決したいと思います。

議案第8号につきまして、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長　挙手全員でございます。ありがとうございました。本案は原案のとおり可決いたします。

それでは、〇〇〇〇委員の入室をお願いいたします。

—— 〇番 〇〇〇〇委員 着席 ——

◎議案第9号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長　それでは、次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

相続人、〇〇〇〇さん、被相続人、〇〇〇〇さん、特例の適用を受けようとする土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇〇-〇〇、〇〇-〇〇、〇〇-〇〇、登記地目は全て田、現況は全て畑です。合計の面積が〇〇〇平米、都市計画区域については市街化区域内で、被相続人の所有面積は〇〇〇平米です。

備考といたしまして、被相続人の続柄が子、相続開始の年月日が令和7年〇月〇日、同じく農業開始年月日は令和7年〇月〇日で、証明願が参っております。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

4ページ目でございます。

場所が、〇〇土地区画整理事業地内で、現地は従前地でご使用されています。〇〇の〇〇を出まして、およそ〇〇メートルほど〇〇に〇〇を進んでいただいた丁字路を〇〇側に一体的にご利用になられている畑がありますが、こちらのうちの一部でございます。現地の状況

につきましては、5 ページ目のとおりでございます。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の15番、臼倉明久委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○15番（臼倉明久委員） 15番、臼倉です。

先日、5月15日に現地調査を行ってまいりました。ちょうどそのとき、〇〇〇〇さんと母親がコマツナの収穫作業を行っておりました。〇〇さんの妻は、収穫されたコマツナの洗浄作業を行っておりました。農業従事者は3名でございます。農地には、コマツナ、枝豆、トウモロコシなどを育てておりました。農地や農地周辺はとてもきれいに管理されていたことは確認できました。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と15番、臼倉明久委員より、相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について説明がございましたが、何か質問、ご意見等ございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いいたします。

ございませんか。いいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、挙手にて採決をしたいと思います。

議案第9号につきまして、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 転用等届出受理報告につきまして報告させていただきます。

次第の6ページをご覧ください。

まず、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出報告につきましては、記載のとおり、住宅敷地7件、共同住宅敷地1件、工場併用住宅敷地1件、道路1件、計10件を受理いたしました。

次に、次第の8ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の取消しの報告になります。

内容につきましては、次第6ページ、5番にて住宅敷地として、令和7年4月11日に届出があり、令和7年4月17日に受理を行いました。当初、申請地を共同で所有する予定が、融資の都合で単独所有となり、法務局で手続を相談したところ、届出書の名義と違うので登記の受付はできないというお話があり、令和7年4月25日に取消願の届出があり、受理をしました。こちらにつきましては、次第7ページの10番にて、住宅敷地として、令和7年4月25日付で、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出があり、令和7年5月1日に受理を行っております。

次に、次第の9ページをご覧ください。

報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について（報告）でございます。

記載のとおり、資材置場1件の工事完了届を受理し、現地を確認し完了といたしました。

3月14日に許可になりました転用目的については、こちらの完了届と同じものにしました。

転用届の受理報告については以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後、数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いをいたします。総会資料の6ページから9ページとなります。それでは、お目通しをお願いいたします。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告につきまして、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

なければ、転用等届出受理報告は終わりといたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、協議事項が2件、依頼事項1件、報告事項が1件ございます。

初めに、協議事項、八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員の推薦について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2と書いてある八潮市まち・ひと・しごと創生総合審議会委員の推薦についてという文書をご覧ください。

4月21日付で企画部企画経営課よりこちらの依頼がございました。

企画経営課より、第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組結果の報告・検討、第3期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けた答申を行うために、広く市民皆様から意見を聞き、各団体の皆様から委員の就任をお願いしていると聞いております。

任期につきましては、今年8月1日から令和9年7月31日までの2年間で、年1回から2回の会議を予定しているということです。また、依頼文書に記載のとおり、女性委員の方の推薦をお願いしたいとなっております。

以上が簡単な説明となりますが、本日、この場で1名の方をご選任いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、現在、農業委員会からは関根幸子委員がご就任していただいております。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明がございました。できる限り女性の推薦していただき、どなたかご希望をされる方いらっしゃいますか。

なければ、事務局が事前に、先に現委員の関根幸子委員さんにご意向を伺っておりまして、ご快諾を得ておりますので、引き続きまして関根幸子委員にお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

——— 関根委員 了承 ———

○議長 それでは、次に、依頼事項、農業者年金受給権者現況届の提出について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、こちら資料4番のほうをご覧ください。

農業者年金基金のほうから、令和7年度の現況報告提出について依頼のほうがありました。現在、年金を受給している方へ、今月末を目安に依頼通知をされると聞いております。例年、この時期に農業委員会にてご報告をしているところですが、この件につきまして、受給者の方から何か農業委員の方々にご相談がございましたら、この現況届の説明をしていただいて、農業委員会の窓口に持参してくださいということをご案内していただければと思いますので、よろしくお願いします。

また、ここについては後ろに記入例が書かれておりますので、こちらを参考に記入してくださいという説明のほうをお願いします。受給者のお名前ですとかご住所、生年月日を本人が書けない場合は代理の方に書いていただいても大丈夫ですので、その場合には代理の方のお名前もお願いします。

現況届の提出期限は、こちらの表書きに書いてあるとおり、6月30日までに農業委員会のほうにて届をしていただいて、それでも遅れてしまった場合でも、もらえなくなってしまう

ということはありませんので、なるべく早く農業委員会のほうに提出をしてくださいということをお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま年金受給権者の現況届について、何かご質問がございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、次に、報告事項、枝豆販売会について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、枝豆販売会についてご説明をさせていただきます。

今回も福岡委員を実行委員長としまして、例年、5月、6月に枝豆まつりを実行しております。今年度につきましては、陥没事故がございました関係から、「まつり」という文字を取って実施させていただきます。

実施につきましては、5月が明日の24日3時から6時、大感謝祭につきましては6月15日の3時から7時まで予定してございます。ぜひお近くにお寄りの際は、おいでいただきますようお願いいたします。

以上となります。

○議長 ありがとうございます。

それでは、おしまい、に、次回の日程について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回、令和7年6月25日金曜日、本日と同じ午後2時から、ここ3－4の会議室で開催となります。よろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、皆様から全体を通して何かございましたらお願いいたします。

瀧沢事務局長。

○事務局長 すみません、事務局からお知らせになります。

今までですと、市役所に電話でご連絡、問合せ等をいただくときには、すぐ呼出しが鳴るかと思うんですけれども、6月1日から職員の電話対応品質向上並びに接遇向上のため、今度、最初に電話のアナウンスが入る形になりますので、そのアナウンスの説明が終わってから呼出しが鳴りますので、ちょっとお時間かかりますけれども、そういう形に変わりますので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かございますか。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 地域計画に関するアンケート調査に対する協力依頼について、これ、何か進められるんですか。

○議長 事務局。

○事務局 机の上に置かせていただいている委員さんと、置いていない委員さんがありまして、こちらにつきましては、昨年度、策定が義務となっておりました地域計画に関して、協議の場及び説明会にご出席をお願いいたしました農業委員さんのご意見をいただきたいというふうに、農林水産省から参ったということです。アンケートが可能な範囲でお願いしますというのがありましたので、ご出席された委員の皆さんの机の上に置かせていただいたようなところでございます。QRコードの読み込みですとか、インターネット環境でのアクセスすべきことがありますので、可能な範囲で大丈夫ですので、もしご回答いただければ、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○2番（鈴木新一委員） ありがとうございます。

○議長 よろしいですね。

ほかにございますか。

3番、大塚一宏委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

農業委員会とはちょっと別なんですけど、これは局長というか、課長に聞きたいんですけども、先月ぐらいに役所から物価高なんかの補助金の通知が来たんですけども、私はあれなんですけども、郵送で送ってくださいとかって書いてあって、封筒が入っていないという苦情を2件ほど受けたので、その辺は、いつも今まではちゃんと封筒が入っていたんですけども、入っていないという苦情が2件、私のところに来たんですけど、その辺はどういう。

○事務局 申し訳ございません。そこは確認させていただいて、お答えさせていただきます。返信用封筒が入っていないということで、農業委員さんのところへ苦情が来ているということで、ご迷惑をお掛けいたしました。今回350人の対象者に郵送していますが、実際に該当するのが全部で87件ぐらいということで、郵送でそのことについては封筒を入れなかったということで、よろしくお願いします。

そのほかに補足なんですけど、通知文書には郵送というふうに書いてあるんですけど、窓口での手続ももちろん受け付けておりますので、郵送に限らず、お申込みをいただければ対応はいたします。

○議長 ありがとうございます。

今、事務局から説明ございました。窓口でも受付ということでございますので、郵送あるいは窓口というふうをお願いいたします。

ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきたいと思います。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 慎重審議ありがとうございました。

私ごとですけれども、午前中、神社の剪定等、草取りに精を出しまして、気候は基本的には大分下がったんですけれども、湿度が上がっているんで、結構休み休みしないと体調を何か崩すなと思っているので、そういうことに気をつけて、これからしばらく基本的には涼しいですけれども、月末からまた暑くなりますので、水分取りながら活動していただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2 時 4 7 分